

内部統制システムに関する基本方針

日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「当会」という）は、CO・OP共済事業を通じて組合員の「ふだんの暮らし」にお役立ちを続け、生協全体の発展に寄与し、さらに、社会的役割を担い豊かな社会づくりに貢献することをめざします。この目的を実現するために、下記の「2020年にありたいCO・OP共済の姿」を掲げています。

CO・OP共済は、生命保障・医療保障分野で、組合員から一番に選ばれ、世帯の保障の中心となる共済をめざします。

より多くの組合員によるささえあいを実現し、助け合いの心を育みながら、暮らし、家計へのお役立ちを高めていきます。

これらを達成するために、当会は、内部統制システムとして「法令等遵守体制」「リスク管理体制」「情報の保存・管理体制」「職務の効率に関する体制」「決算報告の信頼性確保の体制」「子会社管理体制」「監事監査環境に関する体制」の7つの体制を構築し、運用していきます。

- (1) 理事会は、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、経営判断5原則（相当性、合理性、適法性、妥当性、忠実性）にもとづく善管注意義務を果たして、執行を監督します。
- (2) 専務理事は、「内部統制システムに関する基本方針」および諸規程にもとづく内部統制システムを構築し、運用するとともに、その執行状況を四半期ごとに理事会に報告します。
- (3) 被監査部門から独立した内部監査部署を設置し、「内部監査規則」にもとづき、当会の内部統制システムの構築と運用状況について、適宜、必要な内部監査を実施します。

2016年3月21日改定

1. 理事および職員の職務の執行が、法令および定款等に適合することを確保するための体制

- (1) 当会は、理事および職員が法令および定款等を遵守し、協同組合の倫理観をもって事業活動を行う組織風土を構築するために必要な諸規程を整備します。
- (2) 当会は、「コンプライアンス規程」にもとづき、コンプライアンス体制の構築、運用に関する基本方針および重要な施策の具体的実践を図ります。
 - ① コンプライアンス遵守を宣言するとともに、法令および定款等を遵守し、協同組合の理念を広めていくことに努めます。
 - ② コンプライアンス統括部署を設置し、当会および子会社の職員に対するコンプライアンス教育を継続的に実施します。
 - ③ 「コンプライアンス相談窓口規程」にもとづき、当会および子会社の職員、退職者、取引先を対象に相談窓口を設置し、速やかな調査と是正を行います。
 - ④ 会員に委託する共済募集およびそれに付随する業務が適正に運営されるため

に、会員生協業務マニュアル（CO・OP共済業務実施要領）および学習資料の整備や研修交流会を開催するとともに、会員への支援体制を構築します。

- (3) 当会は、業務の適切性、健全性を確保するため、「反社会的勢力への対応方針」にもとづき、毅然とした姿勢で臨むとともに、不当要求への適切な対処や加入申込の謝絶等の対応を行います。

2. 損失の危険の管理（以下、「リスク管理」）に関する規程その他の体制

- (1) 当会は、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを組織的・総合的に把握・分析し、リスクの発生を未然に防止するための対策を実施するため、「リスク管理基本規則」および必要な諸規程を整備します。
- (2) 当会は、「リスク管理基本規則」にもとづき、リスク管理体制の構築、運用および重要な施策の具体的実践を図ります。
- ① リスク管理統括部署を定め、当会および子会社の職員を対象に、リスク管理に関わる定期的な教育を行います。
 - ② リスクの種類に応じたリスク管理規程および要領にもとづき、リスクを評価、重要度を判断し、情勢や事業方針の変化等に対応したリスク管理態勢を構築、運用します。
- (3) 当会は、「クライシス・不祥事件・その他事件事故管理規程」にもとづき、危機管理対応、事件事故対応および再発防止策を実施します。

3. 理事および職員の職務執行に関わる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当会は、理事および職員の職務執行に関わる情報の保存および管理について、「情報管理規則」および必要な諸規程を整備します。
- (2) 当会は、情報の保存および管理に関する体制について、「情報管理規則」等にもとづいて、体制の構築、運用および重要な施策の具体的実践を図ります。
- ① 円滑な業務遂行のために必要な文書類の管理について、「文書取扱規程」にもとづき、管理対象とする文書、保存年限、保存形態、主管部署および保存場所を明確にし、管理します。
 - ② 「個人情報保護方針」、「個人情報保護基本規程」にもとづき、共済事業における個人情報の保護と適切な管理を行います。また、「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」、「特定個人情報取扱規程」にもとづき、適切にマイナンバー対応を行います。
 - ③ 情報システムの保全のために「情報セキュリティ基本規程」にもとづき、当会および子会社の職員を対象に教育を行います。
 - ④ 「情報開示規則」にもとづき、当会の事業および財務の状況に関する情報の開示について、開示に係る基準・範囲および手続等を定め、その適切な運用を行う

います。

4. 理事および職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事会は、「理事会規則」にもとづき、理事の職務の執行が効率的に行われるよう業務執行・運営に関する重要事項を審議・決定し、監督します。また、事業運営に関わる理事の意思決定の効率化と適正化のため、各種委員会を設置します。
- (2) 当会は、職員の職務執行が効率的に行われるための体制について、「組織管理規程」等にもとづいて、体制の構築、運用および重要な施策の具体的実践を図ります。
 - ① 「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「決裁規程」および必要な諸規程にもとづき、各部門の職務権限を明らかにして、効率的かつ適切な事業執行を行います。
 - ② 業務の円滑な運営を図るため「諸規程管理規則」にもとづき、当会の諸規程の体系的な管理体制を構築し、運用します。
 - ③ 「CO・OP共済苦情対応規程」にもとづき、苦情対応統括部署を設置し、寄せられた「組合員の声」に対して、誠実かつ迅速な対応を進めCO・OP共済の改善につなげます。

5. 子会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当会は、「子会社等の管理規程」にもとづき、関連事業に係る重要な方針、事項、内部統制システムの構築・運用状況を監督し適切な指導を行い、相互の健全な発展を推進します。
- (2) 当会は、子会社の会計情報、事業報告書、その他会社経営に関わる重要事項について事前承認事項とし、子会社の業務の適正の確保を推進します。
- (3) 当会は、子会社であるアイアンドアイサービスの「保険募集管理規程」を整備し、保険代理店における適切な保険募集管理態勢を構築・運用します。

6. 決算報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当会は、決算報告（決算関係書類、事業報告書および付属明細書）の信頼性を確保するため、業務のプロセス管理を行う文書の作成を進め、その適正性に係るリスクを識別し、対応する仕組みの構築と運用を行います。
- (2) 当会は、決算報告の信頼性確保体制の構築状況および運用状況の評価を実施し、理事会、監事会に報告します。

- (3) 当会は、消費生活協同組合法の規定にもとづき、会計監査人による監査を受け、その監査報告書を総会に開示します。

7. 監事による監査の実効性を高め、監査職務の円滑な遂行を確保するための体制

- (1) 当会は、監事による監査の実効性を高め、監査職務の円滑な遂行を確保するため、「監事監査規則」にもとづき、監事の職務を補助する監事会事務局を設置するとともに、重要会議への監事の出席の確保、ならびに必要な情報の提示に努めます。
- (2) 当会は、監事の職務執行のために必要な体制について、以下の措置をとります。
- ① 監事会事務局には、必要な知識能力を備えた職員を配置するとともに、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数等）について監事と協議し、その意見を十分考慮、反映します。
 - ② 監事会事務局の理事からの独立性を確保するために、監事の職務を補助すべき職員の人事、処遇等については監事に事前に説明し、監事に意見があるときは、その意見を十分考慮、反映します。
 - ③ 定期的に監事と会合を持ち、事業と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り相互認識を深めます。また、以下の事項について監事への報告体制を構築します。
 - 1) 当会および子会社の事業および財産の状況
 - 2) 内部統制システムの構築および運用状況
 - 3) 苦情の処理およびコンプライアンス相談窓口の運用状況
 - 4) 職務執行に関する重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - 5) その他監事から要請があった事項
 - ④ 内部監査部署が、内部監査の結果を監事に報告するとともに、監事との密接な連携を保ち効率的な内部監査を実施する体制を確保します。